

## 独占禁止法基本問題懇談会（第12回）議事概要

平成18年5月29日

1 日時 平成18年5月19日（金）9：30～12：30

2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室

### 3 出席者

座長	塩野 宏	東京大学名誉教授
座長代理	金子 晃	慶應義塾大学名誉教授
委員	石井 卓爾	三和電気工業株式会社代表取締役社長
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	小林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	角田 真理子	明治学院大学法学部助教授
	西田 典之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	根岸 哲	甲南大学法科大学院教授
	浜田 道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	日野 正晴	駿河台大学法科大学院研究科長
	増井 和男	慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
	松井 彰彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	村田 恒子	松下電器産業株式会社パナソニックシステム ソリューションズ社法務グループマネージャー
	諸石 光熙	住友化学株式会社特別顧問
	山本 孝宏	弁護士

- (専門調査員) 今井 法政大学教授  
(その他) 金融庁 総務企画局 三井 市場課長、公正取引委員会 伊東 経済取引局長  
(事務局) 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西 室長、別府 次長、寺川 参事官

#### 4 議事次第

- (1) 開会  
(2) 金融庁からのヒアリング  
(3) 不公正な取引方法に対する措置の在り方について  
(4) その他の論点について  
(5) 閉会

#### 5 金融庁からのヒアリング

金融庁から、証券取引法上の課徴金制度について、説明があり(資料1参照)、これに対する質疑応答が行われた。

#### 6 不公正な取引方法に対する措置の在り方について

##### (1) 公正取引委員会・事務局からの説明

公正取引委員会から、前回会合における委員からの質問を踏まえ、競争当局が規則等で違反行為類型を定めている国の例、不公正な取引方法に関する判例等について説明があった(資料2参照)。

事務局から、前回会合における委員からの質問を踏まえ、不公正な取引方法類似行為を規制している法律例について説明があった(資料3参照)。

##### (2) 討議

前回に引き続き、不公正な取引方法に対する措置の在り方について、特に課徴金又は刑事罰の対象とすることの是非について、討議が行われた。出された意見の概要は以下のとおり。

- ・ 違反行為の具体的な構成要件を行政庁が定めている国は他になく、また、課徴金・刑事罰の対象とする場合には罪刑法定主義の趣旨に照らし好まし

くないことから、公正取引委員会の告示ではなく、法律で不公正な取引方法を定めるべきである。法律で定める場合には、競争制限につながる行為を禁止する行為類型、欺まんの顧客誘引等の主として消費者保護を目的とする行為類型、優越的地位の濫用を禁止する行為類型、小売段階の不当廉売を禁止する行為類型に分けて規定すべきである。

- ・ 不公正な取引方法は、公正な競争を阻害する「おそれ」の段階で違反行為としており、構成要件が明確ではなく、営業の自由を侵害する懸念があること、法律ではなく、最終的に公正取引委員会の告示によって定められていること、私的独占や不当な取引制限と異なり「公共の利益に反して」、「一定の取引分野における競争の実質的制限」といった要件がないこと、から、制裁の性質を帯びた水準の課徴金の対象とすることは問題がある。
- ・ 行き過ぎているという実感もあるが、大企業が価格・品質で競争している中で、中小企業に対する値引き等の要請があり、中小企業はその要請に応えようとしているという構造がある。まず、構造問題を解決するための工夫が必要である。不公正な取引方法については、個々の事情により違反かどうかの判断が異なり、外部から理解されにくいこともあり、これまで以上にガイドラインの充実を図るべきである。
- ・ 不公正な取引方法については、違反行為の競争への影響が比較的軽微であること、特に、不当廉売や優越的地位の濫用については、市場の状況を踏まえて違反かどうかを判断する必要があり、また、構成要件を明確にしなければかえって価格競争を阻害する面があり諸外国でも慎重な対応を行っていること、から、課徴金・刑事罰の対象とすることは問題がある。  
不公正な取引方法の構成要件が抽象的であるとの意見があるが、諸外国の規定に比べ具体的である。  
不公正な取引方法の構成要件は、経済情勢を踏まえる必要があり、法律で定めることとすると、頻繁に法改正が必要となる。
- ・ 消費者の利益・権利の確保の視点から議論をしてほしい。
- ・ 消費者保護の観点から、不公正な取引方法の中の欺まんの顧客誘引を活用できないか。
- ・ 刑事罰の対象となる行為について、法律の範囲内で行政庁が定めること

としている法律は他に存在する。法律で定めることとすると、経済情勢に機動的に対応することが困難となるので、専門機関たる公正取引委員会に不公正な取引方法を定めさせることは意義がある。

また、不公正な取引方法よりも抽象的な規定ぶりとなっている国内法もある。

排除措置命令違反に対して、公正取引委員会自らが執行する権限をもった行政上の金銭的不利益処分を課すことが考えられる。

- ・ 不公正な取引方法については、これまでの審決・判例の積み重ね、ガイドラインの制定により明確性が増してきている。昭和 57 年の一般指定の見直しで、原則として違反となる行為類型と、ケース・バイ・ケースで違反となるかどうか判断される行為類型とで、用語の使い分けがなされるなどの工夫が行われている。
- ・ 不公正な取引方法に対する措置の在り方としては、「不公正な取引方法」の規定を公正取引委員会の告示に委ねることによいのか、それとも法律で定めるべきか、構成要件の規定が現在のものより明確であるべきかどうか、不公正な取引方法に対してどういうサンクションを考えるのか、不公正な取引方法にはさまざまな行為類型があるが、課徴金や刑事罰の対象とすることが適当なのはそのうちのどの行為類型なのか、といった論点がある。

## 7 その他の論点について

これまで個別に検討を行ってきた論点以外の論点について、討議が行われた。出された意見の概要は以下の通り。

- ・ 公共調達分野において独占禁止法を実効あるものにするため、調達制度の在り方という論点もあることを指摘すべきである。
- ・ 談合問題については、独占禁止法の改正や入札制度の改革が行われており、動向を注視すべきである。
- ・ どういった行為が違反行為の構成要件にあたるのかについて、十分な説明がなされないまま警告・注意が行われている事例が多いのではないか。

8 今後の予定

次回の会合（6月19日）では、米国、イギリス、フランス、ドイツの法制について、専門調査員より海外調査報告を受けることとした。

（文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室）